

平成20年度病害虫発生予察指導情報

対象病害虫・ナシ黒星病(No. 12)

平成20年5月30日
鳥取県病害虫防除所

1. 情報の内容

主に開花期の天候不順が原因として考えられるが、現在、県内全域の一部ナシ園で本病の発病が認められている。気象予報によると、今後も本病による葉及び幼果への増加が予想されるため、防除を徹底する必要がある。

2. 情報の根拠

- (1) 5月中旬現在、県内全域の一部ナシ園で幼葉や幼果への発病が認められる。
- (2) 4月中旬の降水量及び降雨日数が多かったため、防除間隔が開き、最重要防除期である開花期の定期防除が遅れた園が一部で認められる。
- (3) 気象の1か月予報(5月23日付)によると、向こう1か月の降水量は平年並又は多く、また、異常天候早期警戒情報(5月27日付)によると、6月1日頃からの約1週間の平均気温はかなり低いと予想されており、今後も本病の発生に好適な気象条件となる見込みである。

3. 防除上注意すべき事項

- (1) 発病した葉や幼果は伝染源となるため、できるだけ取り除き、園外に持ち出し処分する。
- (2) 赤ナシの有袋栽培では、袋掛け直前に必ず薬剤散布を行って袋掛けを行う。
- (3) 薬剤は、アントラコール顆粒水和剤500倍液、ナリアWDG2,000倍液などの散布を徹底する。また、現在、発生が認められる園では、直ちに通常の防除に加えて、孢子形成阻害効果の高いEBI剤(アンビルフロアブル1,500倍液、マネージ水和剤4,000倍液、スコア顆粒水和剤4,000倍液)などを追加散布する。
- (4) 薬剤の使用に当たっては、収穫前使用日数などの安全使用基準を遵守する。